

先秦期における单字模鑄造法について

——曾侯乙墓出土青銅器群を中心に——

吉開将人

はじめに

青銅器に残された銘文を金文という。世界史上まれにみるほど青銅器文化が発達を遂げた古代中国においても、人々は数多の金文を青銅器に残した。その一端は、出土遺物のなかに今なお眼にすることができ、

これらの金文に対し、はじめて系統だった関心が持たれるようになったのは、今から九百年ほど前の宋代のことである。今日までの長い歲月の中で、これまでに生み出された研究は実に膨大ではかりしれない。ところが、その金文が一体いかなるものであるのか、わけてもそれが具体的にどのような方法で青銅器に鑄込まれたのかという点は、金文の根源にかかわる問題でありながら、今なお決定的な解決をみるにいたっていない。⁽¹⁾

筆者もこの問題に関心をよせる一人であるが、数年来の研究のなかで、近年公表された資料の中に、その一端を解

く手掛かりとなる重要な資料が存在することに気付いた。中国湖北省で発見された「曾侯乙墓」出土の青銅器群がそれである。

小論は、これらの青銅器に認められる銘文がきわめて特殊な方法によって鑄造されているという想定を、銘文それ自体に対する分析によって導き出し、それを関連資料との比較のなかで論証しようとするものである。そしてまた、銘文鑄造法に対するそのような視点が、青銅器の生産活動を復元する際に非常に有効な材料となりうることを示し、その具体的な見通しについても提示したいと考える。

なお、本稿は先に発表した拙稿⁽²⁾の前段部分をなすものである。前稿も併せて検討いただければ幸いである。

一 問題の所在

数年前、「曾侯乙墓」という一冊の大型報告書が中国で出版された⁽³⁾。この「曾侯乙墓」とは、現在の中国湖北省隨州市郊外で一九七七年に発見された一基の大型墓（擂鼓墩一号墓）のことを指す。当該墓で未盗掘のまま大量に発見された総計十トンの青銅器のなかには、銘文をもつ青銅器が非常に多く含まれていた。そして、それらの圧倒的多数の銘文が、作者者（器の名義上の作者）を「曾侯乙」としていたことから、その被葬者は曾侯乙その人とみなされ、当該墓もまた「曾侯乙墓」と呼ばれることになった。またその埋葬年代についても、出土した一点の青銅製鐃の銘文により、前四三三年かそれより少し後の時期（戦国時代前期⁽⁴⁾）に確定されるにいたった。

これほど大量の青銅器が未盗掘のまま発見されたのは、中国ひろしといえども、この曾侯乙墓をおいてほかにない。

筆者にとって目下最大の関心事は、古代中国において青銅器が一体どのような体制のなかで生産されていたのかを明らかにし、それを歴史的に位置付けることにあるが、このように特定の時間内に一括して埋められ、それが手付かずのまま出土した青銅器群は、その性質ゆえに、特定地域のある一時期の状況を明らかにするために、この上なく理想的な資料といえるのである。

曾侯乙墓出土の青銅器については、これまでには主に編鐘や彝器など華やかな装飾をもつ大型の青銅器を中心に研究が進められてきた。しかし、いまここであげたような問題について検討を試みるには、それらはどれも属性が複雑すぎ、資料として発表されているのが全体のごく一部であるなど、必ずしも適当な材料ということにはならない。また議論も個別の器種に集中しがちであるため、青銅器群としての全体像も十分に把握されているとはいえない。

こうした状況にあって、今回ここで注目したいのは、曾侯乙墓から出土した青銅器群のなかで数量的に最も多い武器類、なかでも特に戈と戟の類である。

これら曾侯乙墓出土の戈と戟は、いくつかの特徴的な資料を除き、研究史的にはこれまでほとんど顧みられることがなかった。ところが、総計一三八点の戈・戟のうち六割以上が銘文をもち、しかもその大多数に作者の名前が含まれるという、他に例がないきわめて特異な状況が認められる。器形と銘文の両側面から個々の資料を比較する条件をそなえていることによって、一まとまりの群全体の内容を検討するためにこれほど理想的な資料はない。しかも、報告書の中に非常に多くのページを割いて、細かな観察所見とデータに関する記述がみられ、併せて器全体の拓本が数多く掲載されていることは（有銘戈・戟全体の約半数分）、分析のための条件面から見ても理想的である。

それらの銘文の内容について詳細に述べることは省略するが、①同一の銘文をもつ例が多く、②使用される文字が

限られ、③それら個別の文字が複数の器の間に繰り返して現れる、という三つの重要な特徴が認められることを指摘しておきたい。

さて、検討を始め個々の銘文を比較してすぐに気が付くのは、同一の銘文をもつ資料相互にみられる全ての文字 (N.209:1, N.209:2) あるいは異なる銘文をもつ場合でも、その一部の文字 (N.209:2, N.115:1) の間に、字形、書体、大きさから、字画の中心線までが完全に一致し、似るのではなく全く同一とみなすべき文字が、相互に共通して認められることである。それをより視覚的に示すために、任意の文字を同縮尺に拡大し、それぞれの輪郭をトレースし重ねたものを用意した「図1」。輪郭にごくわずかな差異が認められるものの、各筆画の軸は正確に一致することが見て取れるだろう。

ところが、つとに指摘されているように、文をなす殷周金文の通例としては、同一内容の銘文をもつ同一型式の青銅器が複数存在する場合でも、それらの間で共通の書体が認められることがない⁽⁵⁾。これはある種の原則のようなものといえ、曾侯乙墓出土の諸例にみられるこのような現象は、この点において殷周金文としてはきわめて特異なものといえるのである。

それではこれを一体どのように解釈したらよいのだろうか。まず最初に想定されるのは同一の鑄型を用いた「同范」⁽⁶⁾ 鑄造の可能性と、共通の模（原型）から形作られた鑄型を用いた「同模」⁽⁶⁾ 鑄造の可能性だろう。確かに曾侯乙墓出土の一部の戈と戟のなかには、複数の器の拓本を同縮尺にして重ねたときに、細部にいたるまで器形の特徴が一致するものも存在する⁽⁷⁾。ところが陰文の銘文⁽⁸⁾ 一般についていうと、鑄型面で各文字は凸状で字全体が反転した筆画をなすが、これは容易に破損するほど面白い性格のものである⁽⁹⁾。これら曾侯乙墓諸例の場合にも銘文各文字の筆画はきわめて細

先秦期における単字模鑄造法について

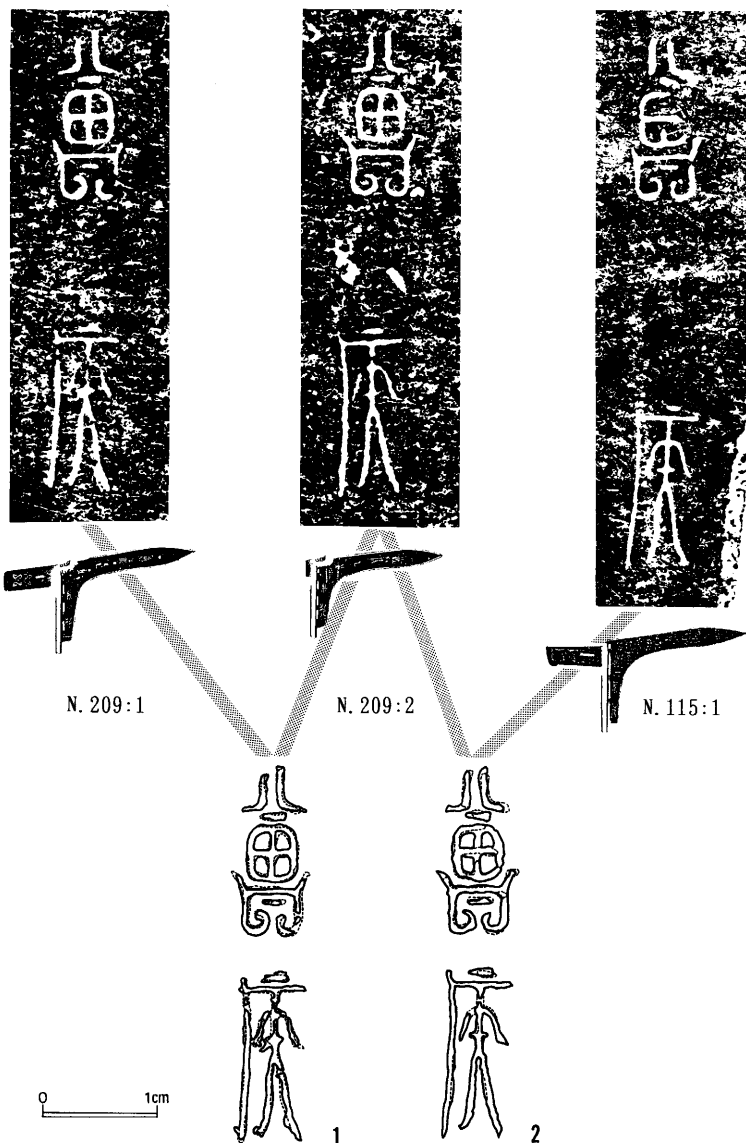


図1 曾侯乙墓出土戈・戟銘文文字の比較



図2 秦公設蓋銘

い。したがって、少なくともその部分が鑄型の構成要素として鑄造に複数回利用され、狭義の意味での同範器をつくりえたとは到底考えられない⁽¹⁰⁾。

共通の模から形作られた鑄型を用いた、同模の可能性については必ずしも否定できない。しかし注目したいのは、まったく器の型式が異なる資料間において、それも文字間の距離と配置を変えてまったく同一な文字が認められるという現象である「図1」。文字の特徴が近似する場合、下書きまたは手本の書き手や模などに対する彫り手が同一もしくは同一集団に属するという解釈も成り立たないわけではないが、ここで問題とするような場合には、銘文自体の鑄造工程に、同一の工具か部品が何らかの形で繰り返し使用された可能性を除き、ほかに適当な解釈はありえ

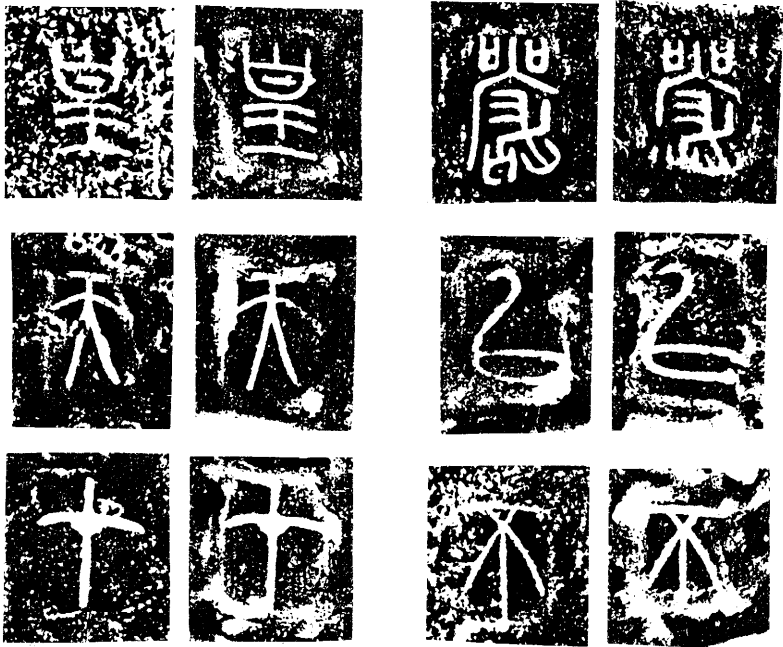


図3 秦公設銘文同字の比較（原寸）

ないと考えるのである。

文字間の距離や配置が相互に微妙に異なるので、この場合工具あるいは部品の形状は「活字状」と考えられるが、これに対しては、相互の文字に認められる細かな差異を重視して、疑問を抱く読者もいるかもしれない。しかしこの疑問については、そのような鑄造方法の採用が広く認められている《秦公設》銘文を例に検討することによって解消できるはずである。

一般に前六世紀半ば頃の春秋秦国の標準器とされるこの《秦公設》には、器と蓋の両方に長文の銘がある。銘文の拓本を観察すると、それぞれの文字の周囲に白い部分が規則的に認められ「図2」、その部分に一定の段差があることがわかる。残念ながら実物の観察に基づく詳細な記述や細部をとらえた写真は見られないが、発見当初から言われるように、鑄造の際に活字

状工具あるいは部品を使用したことに由来すると広く考えられている。

長文銘であるため、器蓋二つの銘文中にはいくつかの同一文字が重複して現れるが、拓本上各字の周囲の状況、個々の文字の比較によって、いずれの場合も同一の活字状工具あるいは部品が繰り返し使用されていることがわかる。それを比較しやすい形で提示したのが「図3」である。

このように、活字状工具あるいは部品の利用がひろく承認されている《秦公毘》の場合でも、細かく見れば相互の文字の間に一定の差異が存在する。ただし、そのようなごくわずかな差異が認められるものの、各筆画の軸は正確に一致しており、それは先にみた曾侯乙墓出土の戈と戟の場合と同じである。これにより、肝要なのは各筆画の軸が一致することであり、輪郭のある程度までのゆらぎはさほど重要でないことがわかるだろう。この点からも、曾侯乙墓出土の戈・戟の銘文文字に対する先の見方について、その蓋然性の高さが認められるはずである。

二 「単字模」説の提起

(一) 活字状工具・部品による銘文鑄造をめぐる従来の諸説

前章では曾侯乙墓出土のいくつかの例について、その銘文を構成する文字が似ているのではなく全く同一であるのみなし、その点に注目して、銘文鑄造に活字状工具あるいは部品が使用された結果ではないかと推測した。

従来の数ある研究において、曾侯乙墓出土の青銅器銘文についてそのような鑄造法を想定したものは皆無であるが、そのほかの青銅器についてもその可能性がまったく説かれなかったというわけではない。

管見によれば、最も早い時期にそのことについて指摘したのは方濬益のようである。方濬益は今から百年近く前に《鳳鳴鐘》（後述する《大王鐘》）という「銅鐘」の銘文について、

「此器、款識印於土范、與晚周陶器及戈劍之印款正同。蓋亦當時所作也。」（標点筆者）と指摘している。⁽¹¹⁾

羅振玉もまた前掲の《秦公殷》銘文について、

「今、此殷之文、則每字為一范。合多范而成文、則活字之始。且遠在東周之世。可見我國文化之古矣。」（同前）と記している。⁽¹²⁾

この《秦公殷》銘文が、先秦時代における活字状工具・部品による銘文鑄造の好例として、諸家により度々とりあげられ、それがすでに定説化していることについてはすでに述べた通りだが、これ以外にも《奇字鐘》（後述する《邾越盟辭鐘》）⁽¹³⁾ についての容庚の指摘のほか、いわゆる殷代「印章」に関する羅福頤・王人聰氏の推察⁽¹⁴⁾、あるいは《曾姬無卣壺》⁽¹⁵⁾ についての林巳奈夫氏の見解⁽¹⁵⁾ などのように、文字単位または数文字単位で一組をなす工具が銘文鑄造に利用された可能性は、これまでも指摘されることがあった。

また文字（群）単位ではなく銘文全体について、反復使用が不可能でない何らかの工具が銘文鑄造の際に利用された可能性については、戦国時代韓国の例⁽¹⁶⁾、また戦国時代斉国の《陳侯午殷》に対する指摘⁽¹⁷⁾、戦国時代燕国の例や《邾大司馬戈》⁽¹⁸⁾ など、一部の東周青銅器の銘文鑄造法に関する指摘のほか、古くは阮元にはじまり、バーナード氏⁽²⁰⁾、そして近年の松丸道雄氏の「皮型説」⁽²¹⁾ など、殷周青銅器一般についてこれまでも度々指摘されることがあった。

それらの中には、先の羅振玉のようにそれを中国における「活字の起源」とする見方や、白川静氏のように《秦公

「殷」を特殊な例としてそこに秦の文化特性を認めようとする見方⁽²³⁾、さらに《邾大司馬戈》について江村治樹氏が指摘しているように大量生産のための工夫とする見方⁽²⁴⁾など、そこに様々な歴史的背景を推測したものもある。しかしながら、それを総合的に整理し、具体的な鑄造法に即してその歴史的意義を考察した試みはこれまでに皆無であったといえるのである。

(一) 名称の検討

このように、曾侯乙墓以外のいくつかの資料については、銘文鑄造の際に活字状工具や部品、あるいは反復使用が不可能でない何らかの工具が利用された可能性について、これまで数々の指摘がなされてきた。そこで用いられた名称も多種多様である。以後の議論を進める上で、あらかじめその名称について若干の整理を試みておく必要がある。ここでいう「活字状工具・部品」については、方濬益が「印」⁽²⁵⁾、羅振玉が「范」⁽²⁶⁾、白川静氏が「字母」⁽²⁷⁾、郝本性氏が「印章」⁽²⁸⁾、張光遠氏が「字模」⁽²⁹⁾、林巳奈夫氏が「一字づつの文字を陰刻したスタンプ」⁽³⁰⁾、松丸道雄氏が「活字」⁽³¹⁾という用語をあてている。思うに、「印」「印章」や「范」では通常の印や鑄型との混同が予想され、また「一字づつの文字を陰刻したスタンプ」では長すぎる。現在、中国考古学では青銅器の鑄型の成形に用いる原型を「模」と呼ぶことが通例であることからすれば、「字模」という語が最も適当である。ところがこの場合、文章全体の字模と一字づつのそれとの違いが明確でない。そのため、ここでは「単字模」という語を採用することにした。

また後述するように、同一の字模を利用して銘文部分の鑄型の製作が行われたことが推測される一連の青銅器の存在も認められるが、器そのものについては同様な場合に「同模器」と呼ぶことに関連して、小論ではそれらを「同字

「模器」と呼ぶことにしたい。⁽³³⁾

(三) 小結

前章では、曾侯乙墓出土の戈と戟のなかに、銘文を「活字状工具・部品」で鑄造したものが存在するという点について問題提起を試みた。本章では、そのような技法の存在について、その他の青銅器をめぐる、これまでにも少なからずの言及がなされていることを確認し、諸説の整理をへて「単字模」という名称を新たに提唱するにいたった。

このように、これまででもいくらかの青銅器について、単字模の使用がはやい時期から注意されている。それにもかかわらず、従来の数ある研究において、曾侯乙墓の青銅器銘文について単字模による鑄造を想定したものは皆無である。考えるに、その最大の要因は、曾侯乙墓青銅器の銘文部分に、前掲の諸例とは異なり、単字模使用の痕跡がまったく認められないことにあるのだろう。

しかしながら、何度も繰り返して述べているように、字形、書体、大きさから、字画の中心線までが完全に一致する、同一文字と呼ぶべきものがそこに認められるのもまた事実である。それを出発点としてそこに単字模による銘文鑄造法を想定しようとする小論にあつては、製品上に字模使用の痕跡も見出だ(補注)せず、ましてや単字模、鑄型、工房址も発見されていない状況の中で、それを論証する道は、傍証となりうる事項について可能な限り検討を重ね、その蓋然性を少しずつ高めていくという方法以外にありえないと考える。次章以下それを実際に試みてゆきたい。

三 単字模使用の諸例

本章では、すでに言及がなされているものも含め、単字模による銘文鑄造が推察される青銅器資料を、広く歴代の著録、報告書、論文中から探し出し、それを可能な限り所屬する国別に整理して提示する。これにより、曾侯乙墓の事例が孤立した例外的なものでないことを示すのが目的である。

各資料の製作年代については、銘文中の作者名と文献との対照により、ある特定の暦年代が与えられているものもある。しかし多くの場合、その解釈をめぐっては、銘文の釈文、作者者の比定、その抛り所となる曆法などについて、小論の域をはるかに越える問題が山積しているので、紙幅の関係上ここではそれらの議論に深く立ち入らない。したがって、銘文釈文、作者者比定については、説としてある程度確立しているものについてのみ特定化して示し、そうでない場合には可能性が指摘されているものを全て簡潔に示して一定の範囲を示すにとどめたい。また、その暦年代については、本章の目的が、曾侯乙墓出土の戈・戟と銘文鑄造面で比較しうる類例が大まかにどの時期とどの地域に集中するかという点を確認することにあるので、四半世紀程度のゆらぎにはとられずに諸説を通観し、その示す年代範囲の概略を示すにとどめたい。⁽³⁴⁾

(一) 越

① 《越王者旨於賜矛》 [図4]

先秦期における単字模鑄造法について



図4 越王者旨於賜矛(一)

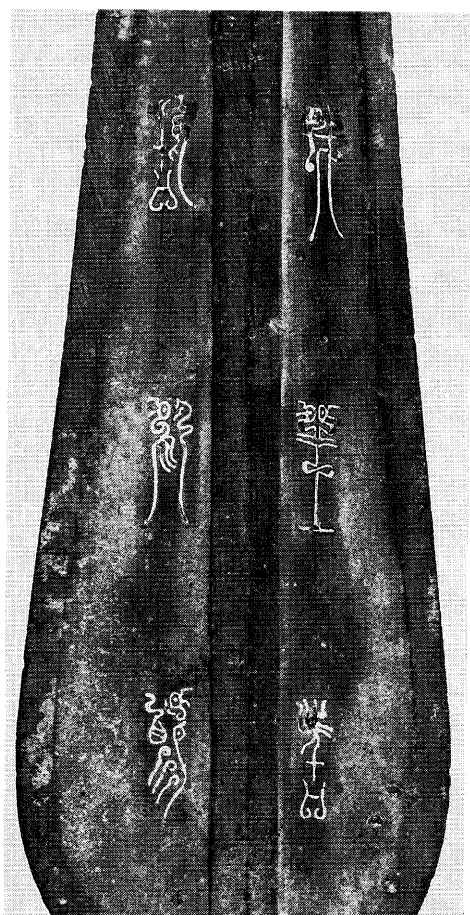
上海博物館に所蔵される。通長二七・一センチメートルを測る。⁽³⁵⁾「王_卯洙者_貝錫」六文字の銘文をもつ。このままでは文意が通らず、先端を上に向けた矛としての正置の状態において、文字として正置であるものは、第四字目（左列第一字目）の「者」のみであり、それ以外の文字がすべて上下反転していることからみて、本来は現状と異なる銘文を予定していたものが、何らかの手違いによりこのような結果になったと考えられる。この他に「戊（越）王者旨於賜（賜）」の銘文をもつ同型式の矛が知られ（次掲）、その「戊王者旨於賜」の句はそれ以外のいくつかの青銅器にも認められることから、これもまた「戊王者旨於賜」の銘を意図していたことが予想される。その解釈としても蓋然性が高いのは、単字模の「誤植」と反転によるという見方であろう。⁽³⁶⁾

作器者である者旨於賜がどの越王に相当するかについてはこれまでに様々な説が提出されてきたが、近年ではこれを越王麤與（鹿郢）にあてる説が比較的広い支持を集めている。⁽³⁷⁾これに従うなら、その製作年代は越王麤與の年代である春秋末の前五世紀第2四半期頃となる。これは器の型式からみた年代観ともさほど大きくは矛盾しない。また近年、河南省洛陽市内で同銘、同型式、同大の〈越王者旨於賜矛〉が出土した。⁽³⁸⁾共伴した戈は戦国前期頃に年代づけられる型式であり、これもまた先の年代観と大きく矛盾するものではない。その他の諸説を考慮に入れても、春秋末から戦国前期頃という年代観は、概ね妥当と考えられる。

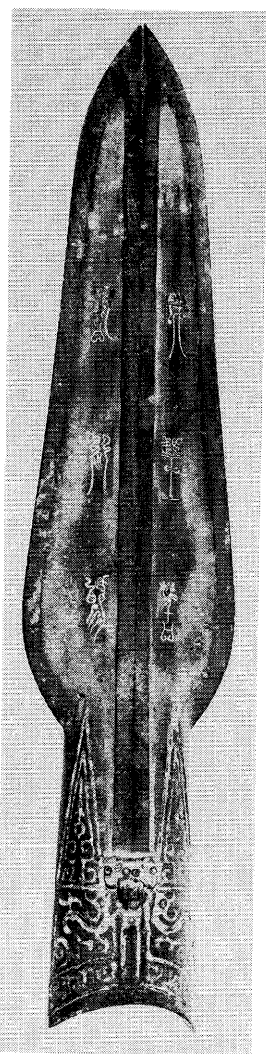
② 〈越王者旨於賜矛二〉 [図5]

わが国の財団法人永青文庫に所蔵される。通長二七・五センチメートルを測る。⁽³⁹⁾象嵌の「戊（越）王者旨於賜（賜）」六文字の銘文をもつ。この器の形態上の特徴は前掲の〈越王者旨於賜矛一〉に酷似する。その銘文が単字模により鑄造されたとする考え方についてはすでに述べた通りだが、両者が法量に加え、個々の文字の字形も相同であることか

先秦期における单字模铸造法について



0 3cm 2

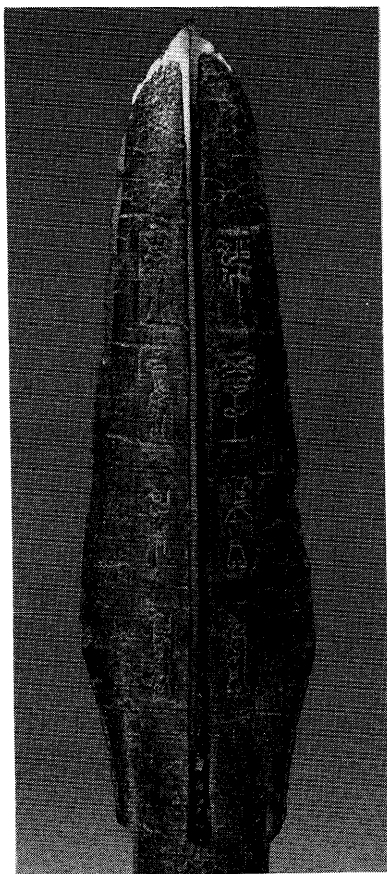


0 5cm 1

図5 越王者旨於賜矛（二）



2



1

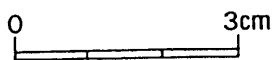


图6 越王者□矛

ら判断するなら、当該器銘文についても単字模を用いて（同一工房で）铸造された可能性を考えるべきかもしれない。銘文部分に象嵌があるため拓本が発表されておらず、写真から判断するほかないが、第三字目の「者」の左上、第五字目の「於」の右側に単字模の痕跡らしきものが認められそうである。推測に頼らざるを得ない部分が多いが、単字模による可能性を指摘し、参考例としてあげておきたい。

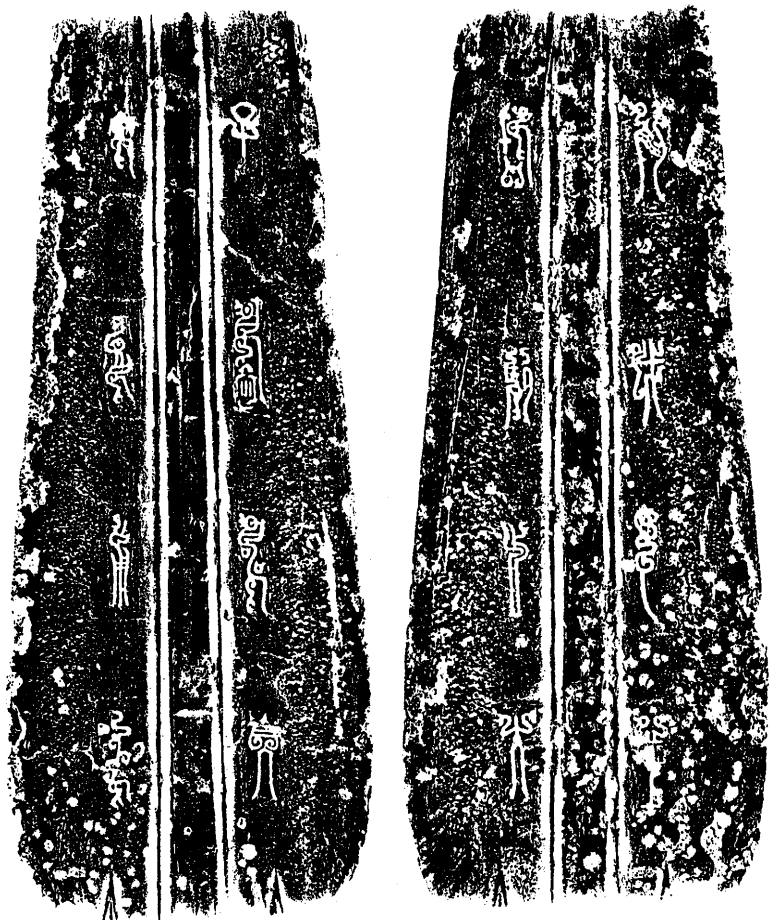
③ 《越王者□□矛》 「図6」

香港中文大学文物館収蔵の資料である。通長十六・一センチメートルを測る。銘文は「戌（越）王者□自作（作）用矛」八文字である。原報告で前半を「越王者旨」と釈して越王者旨於賜の作器と理解しているが、第三字目の上部の字形はその他の「者旨於賜」各器に見られる「旨」の字形とは若干異なるものであり、ここではあえて釈さずにおく。

原報告が指摘しているように、文字の周囲に輪郭が見られることから、単字模を利用して銘文の铸造が行われたものと考えられる。器の型式は戦国期の南中国にひろく見られるものであり、その製作年代は前五〜四世紀頃と考えられよう。

④ 《越太子□□矛》 「図7」

上海博物館に所蔵される。通長三〇・五センチメートルを測る。⁽⁴⁾「於戌（越）□王旨□之大（太）子□□自作（作）元用矛」の十六文字の銘文をもつ。多くの文字の周囲に認められる輪郭は、単字模を使用した痕跡とみて間違いない。所蔵機関である上海博物館では、作器者を諸咎としている。ところがそこで「七」と釈された第五字目は、前掲《越王者旨於賜矛一、二》銘に対する従来の釈字を参考にするなら「旨」と釈すべき字形である。董楚平氏は、全体を



0 3cm

图7 越太子□□矛

「於戊(越) □王旨□之大(太) 子甬寿自作(作) 元用矛」と釈し、それを「戊(越) 王□旨於□之大(太) 子甬寿自作(作) 元用矛」のように配列し直したうえで、原文第三字目と第六字目を誤入した字であるときみなし、本来の作器者名を「越王者旨於賜之太子不寿」とする見解を発表している⁽⁴²⁾。前掲《越王者旨於賜矛》のような「誤植」例も別に存在しており、単字模説を展開する小論の趣旨からは興味が引かれるが、釈字上の議論も関わるので、ここではその当否については保留としておきたい。

いずれの説に従っても、その製作年代は、不寿あるいは諸咎が太子であったと考えられる前五世紀の中頃から前四世紀初めにかけての時期になる。この年代観は、器の特徴が前掲《越王者旨於賜矛》とほぼ共通することとも矛盾しない。

(一) 呉

《攻呉王夫差劍》「㒶8」

現在の所在は不明である。劍身上に十文字分の銘文が見られる⁽⁴³⁾。それぞれの文字の周囲には単字模を使用した痕跡が確認される。

「工(攻) 敵(呉)」は呉の国名表記の一種であるとして問題ない。王名をどのように釈字し、それをどの王に比定するかについては諸樊、掩餘など諸説あるが、混乱の原因は単字模による鑄造の痕跡と字画とを混同したことによるものと考えられる。近年発表された董楚平氏の説は、単字模による銘文鑄造を的確に認め、「工(攻) 敵(呉) 王元(夫) 差自作(作) 其夫(元) 用」と釈した、まさに卓見とよぶべきものである⁽⁴⁴⁾。これに従いたい。この銘文もま

先秦期における単字模鑄造法について



図8 攻吳王夫差劍

た「誤植」の一例であると考えられよう(「元」と「夫」)。

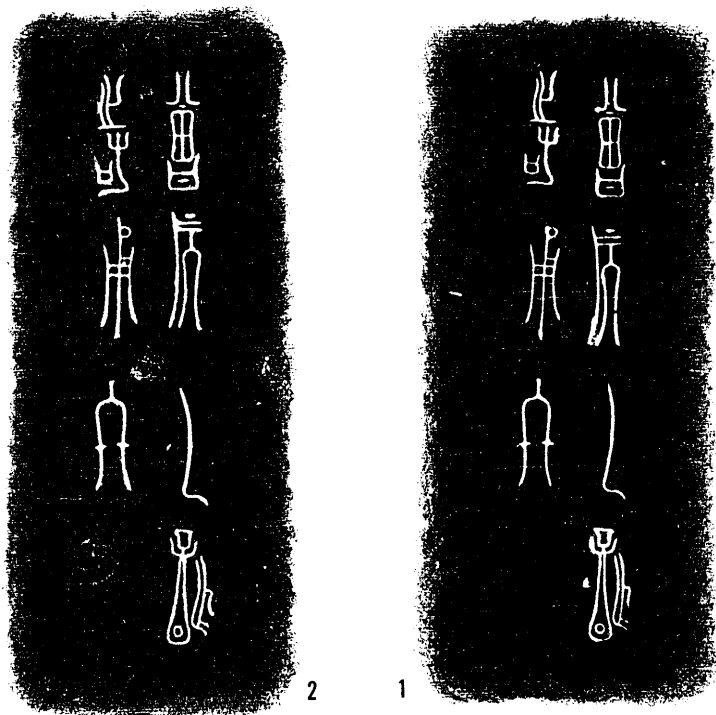
製作年代は吳王夫差の治世である前五世紀の第1四半期とみなされる。なお出土地を江蘇省吳県とする記録もある。⁽⁴⁶⁾

(三) 曾

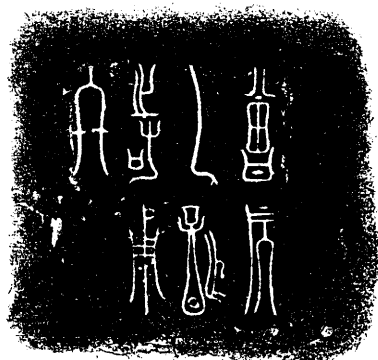
《曾侯乙鼎、簋》 [図9]

湖北省博物館に所蔵される。曾侯乙墓からは大量の青銅彝器が出土しているが、鼎や殷のように数多くの同型器が一括出土しているにもかかわらず、先に検討した戈や戟のように全く同一の文字が別器の銘文中に認められる例は、少なくとも一点の簋(C.123)の器と蓋⁽⁴⁷⁾ [図9-1、2]、二点の鼎(C.89、C.90)⁽⁴⁸⁾ [図9-3]などごく一部の例だ

先秦期における单字模铸造法について



2 1



3

0 3cm

一一一

图9 曾侯乙簋 (1, 2) 鼎 (3)

けである。⁽⁴⁹⁾

C.88の銘文において「曾」と「冬」の二文字の側縁にわずかな痕跡らしきものが認められるほかは、先に検討した戈・戟の場合と同じく、単字模使用の痕跡は全く認められない。C.123の器と蓋では、文字は同一でも文字相互の間隔がそれぞれ少し異なる。一方、C.88とC.98では個々の文字だけではなく銘文全体が細部まで一致し、また個々の文字についてみれば、C.123との間で完全に一致する。このため、これらすべての例において、単字模を利用した鑄造技法を想定することができる。

その製作年代については、被葬者の人骨鑑定の結果から、ある程度まで特定可能である。すなわち、作者者である曾侯乙をそれを副葬していた被葬者とみなすと、その死亡年齢は人骨の鑑定により四二―四五才であったと推定されている。⁽⁵⁰⁾ 埋葬の上限年を示す《楚王會章罇》は前四三三年の作器であり、その時点で編鐘を贈られる一定の年齢に達していたとみられるから、曾侯乙の治世は大まかにみて前五世紀中頃から末頃にかけての時期におさまることが推測される。これらの器の製作年代も当然これと一致するはずである。

(四) 楚

① 《「荊曆鐘」》 [図10]

中国歴史博物館に所蔵される。河南省信陽市長台関一号墓で発見された一組の編鐘のうち最大の一点がこれである。⁽⁵¹⁾ [図10上]。十二文字の銘文は楚曆と記事によって構成されており、楚に関わる製作器とみられる。この器の銘文はそのままでは文意が不明であるので、さらに続く銘文の前段をなすものとみられ、作者者については不明である。

そのため、ここでは通例に倣い（「荊曆鐘」と呼ぶことにしたい。銘文部分の拓本を子細に見ればわかるように、第五字目「秦」と第六字目「晉」の周囲に单字模の痕跡らしきものが認められる〔図10下〕）。

この鐘の製作年代については諸説わかれる。その一つは、銘文中の記事内容を前六世紀の歴史記録と結び付け、それを当器の製作年代とするものである。⁽⁵²⁾これに対して、青銅器自体の型式論的観点あるいは銘文の再検討によって、前四世紀にまで年代を下げるべきとする意見もあるが、⁽⁵³⁾今日もなお前者の年代観が一部で影響力を持つことがうかがわれ、より客観的な根拠に基づく編年観を示す必要がある。そこで、鼓（鐘の下部）上の紋様に着目し、近年の出土資料との比較を通じ、この鐘の年代的位付けを再検討してみることにはしたい。

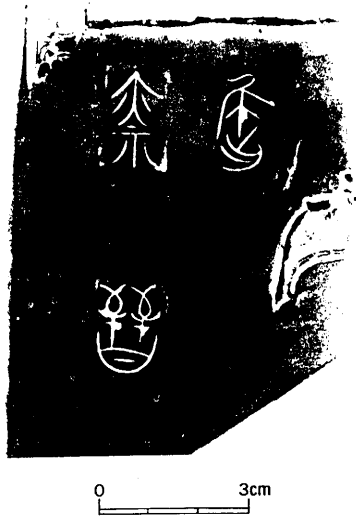
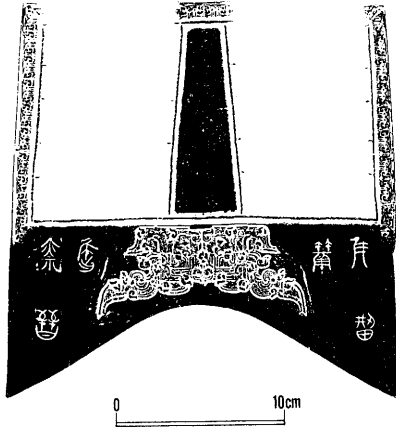


図10 「荊曆鐘」

先秦期における单字模鑄造法について

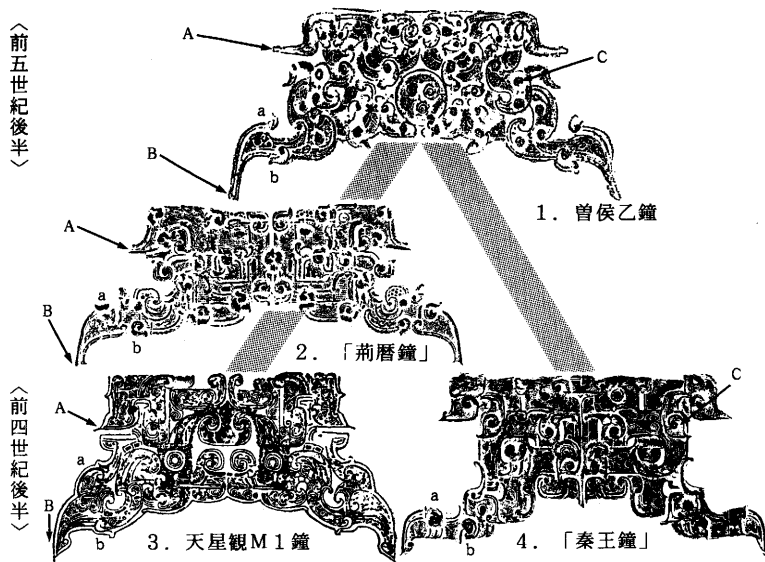


図11 「鼓」上紋様の比較 (縮尺不同)

これに類する紋様を鼓上にもつ鐘は、曾侯乙墓から出土した《曾侯乙鐘》⁽⁵⁴⁾(製作年代は前五世紀後半)、湖北省江陵县天星觀一号墓出土の《天星觀一号墓鐘》⁽⁵⁵⁾(埋葬年代は前三四〇年頃)、および後述する《「秦王鐘」》の三例がある。中国全体から見ればその出土地はいずれも同一地域内とみてさしつかえないであろう。紋様全体の左右の上下端に見られる羽状部分の先端部の形状の変化、紋様内部の地紋の細密化の度合いなどに注目し、その変化の程度に即してこれらを配列するならば、この《荊曆鐘》は「[図11]」のように《曾侯乙鐘》と《天星觀一号墓鐘》との中間に位置付けられる。これにより、この《荊曆鐘》の製作年代は、前五世紀末から前四世紀の半ばにかけての時期とすることができよう。⁽⁵⁶⁾

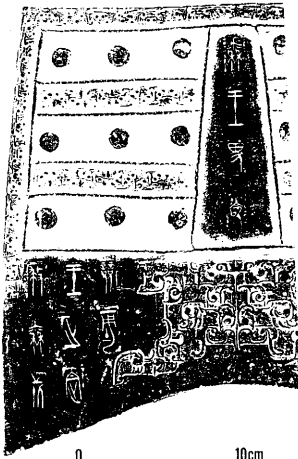
② 《「秦王鐘」》 「[図12]」

湖北省荆州市博物館現蔵。⁽⁵⁷⁾湖北省当陽県季家湖において発見された。⁽⁵⁸⁾その後の試掘によって、発見地点が版築による建築基壇であることが判明し、一号台基と命名さ

れた。⁽⁵⁹⁾ただし共伴遺物と出土状況からは年代の確定が容易でない。銘文は「秦王卑命競□、王之定、救秦戎」の十二字である。拓本からも明らかのように、「秦」「命」「競」「□」「之」「定」「救」「戎」各文字の外周に単字模の痕跡が認められる〔図12下〕。

その製作年代については、銘文中の「救秦戎」の記事を前六世紀の秦と晋との戦争に結び付け、その頃に製作されたとする説と、⁽⁶⁰⁾「秦王」という記述を重視して、秦恵文君が王を称した前四世紀後半の製作とみる説の二種類ある。⁽⁶¹⁾器の型式からみると〔図12上〕、完全に同一の型式はないが、その鼓上の紋様は前四世紀中頃の天星観一号墓に副葬されていた鐘に近似することから〔図11〕、《秦王鐘》の製作年代を秦恵文君の称王以後とする後者の説の方を適当と考える。

なお、この器の銘文には「秦王」の二字が認められるが、そのままでは全体の文意が不明である。また、先にみたように、形式的には楚器あるいはその関連器に類例が多く見られるうえ、この種の鐘は一般に複数器で編鐘をなすこ



先秦期における単字模鑄造法について

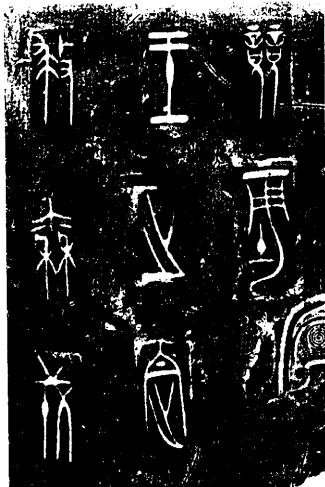


図12 「秦王鐘」

とから、その本来の作器者は楚の側の人物であり、未発見の前後の器にその名が記されていたという可能性を考えた。そのため、ここではとりあえず「秦王鐘」という名を採用し、楚器の範疇に加えておく。

(五) 秦

《秦公毀》 [図2、3]

この資料についてはすでに第二章でふれた。一九二三年に現在の甘肅省天水市付近から出土したとされ、現在は中国歴史博物館に収蔵されている。⁽⁶²⁾ 大半の文字の外周には単字模の痕跡が顕著に認められる。単字模による銘文鑄造が推測される典例である。

銘文から具体的な作器者が特定できないため、年代については諸説わかれるが、一般には作器者を秦の景公とし、製作年代を前六世紀にまでさかのぼらせようとする見方が強い。

(六) 齊

《陳侯因咨戈》 [図13]

上海博物館に収蔵される。「内」部分の銘にみられる「陳侯因咨」は、戦国期田齊の威王因齊に比定される。⁽⁶³⁾ その治世は前四世紀中頃あるいは後半にあたり、器の型式から導き出される年代観とも矛盾しない。「内」と胡の部分に銘文がみられ、拓本からも明らかなように、ともに単字模の痕跡が認められる。⁽⁶⁵⁾

先秦期における単字模鑄造法について

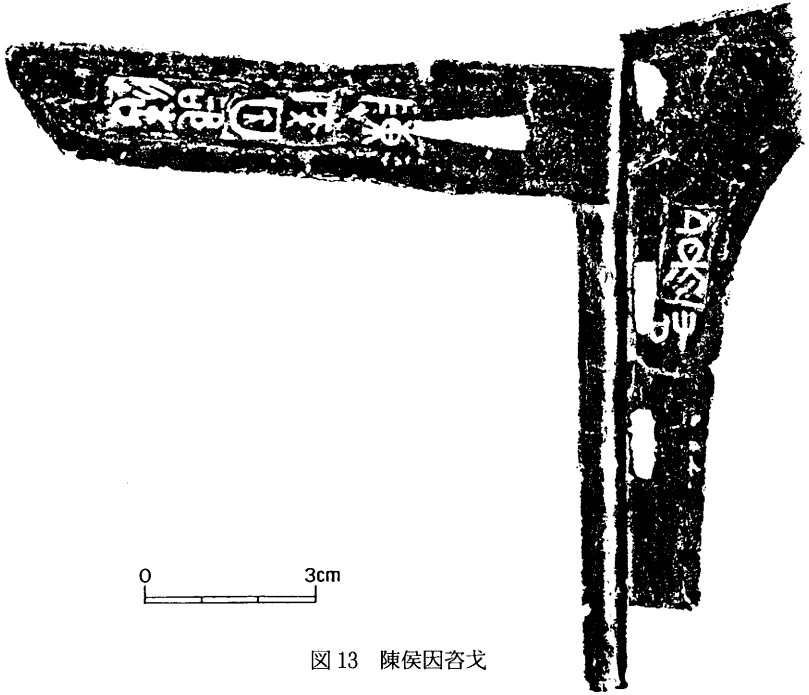


図13 陳侯因咨戈

(七) 燕

《燕侯鏃鏹》 [図14]

ボストン美術館所蔵品とされ、「内」の部分に

「𠄎(燕) 侯𠄎乍(作) □萃鏃鏹」八文字の銘文をもつ資料が一例ある⁽⁶⁷⁾ [図14-1]。またこれと

は別に「□侯𠄎乍(作) □萃鏃鏹」の六文字分のみをとどめる「内」の一部が存在する⁽⁶⁸⁾ [図14-2]。

拓本からも明らかのように、前者については各文字の周囲に単字模の痕跡が認められる。後者ではそれが判然としないが、各文字の比較により、前者と字模を共用した同字模器の可能性があるのである。

この「𠄎侯𠄎」については、燕易王とみる説⁽⁶⁹⁾と燕武成王とみる説の二種類あるが、ここではその問題には深く立ち入らない。前四世紀後半から前三世紀前半にかけての時期としておけば間違いないであろう。



1



2

図14 燕侯腰鏃錡（原寸）

(八) 国属不明

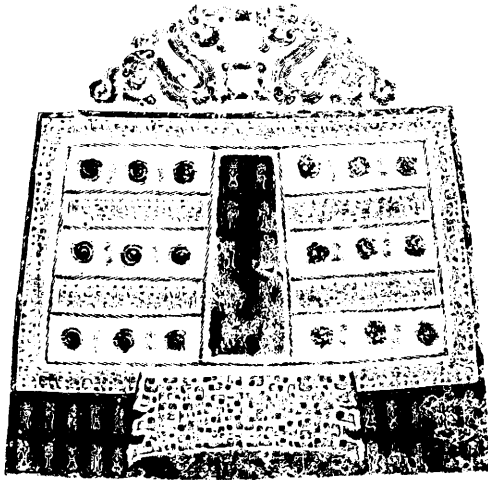
① 《邾越盟辞罇》一、二 [図15、16]

銘文のほとんどが未解説であるため、古くから様々な器名で呼ばれてきた。ここでは、董楚平氏の引く曹錦炎氏の積文を参照し、⁽⁷¹⁾ 同氏および張光裕氏にしたがって《邾越盟辞罇》と呼ぶことにしておきたい。⁽⁷²⁾

銘文内容が字形とともに近似するものが二点ある。台湾の中央博物院にはそのうち一点の《邾越盟辞罇》一》が所蔵され、器影も発表されており、器両面の六カ所に計六〇字の銘文があることが確認できる。⁽⁷³⁾ [図15]。これに対して《邾越盟辞罇》二》は北京の故宫博物院に現蔵されるようだが、⁽⁷⁴⁾ 器形については不明である。拓本の整理により、器両面の六カ所に計四八字の銘文が存在することがわかる [図16]。拓本および器影を見ると、両器ともに各文字の周囲に単字模使用の痕跡が確認される。

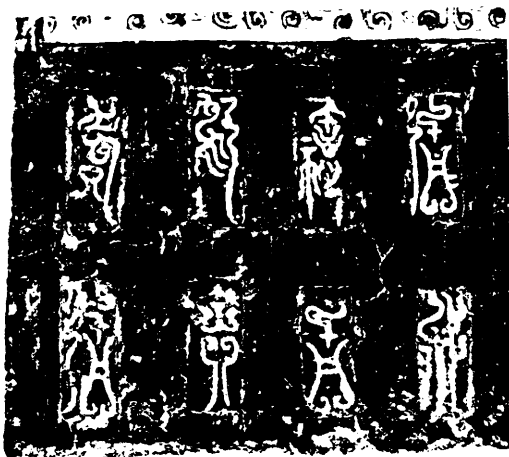
曹錦炎氏は本銘文内容を前五世紀初めの越と邾をめぐる史実に結び付け、その製作年代もその頃としているが、銘文上の文字に前掲の越王者旨於賜諸器に酷似するもの（例えば「者」）が認められ、またその出土地が江西省の臨江⁽⁷⁵⁾県（今日の清江県）と高安⁽⁷⁶⁾県であることも矛盾しない。

《邾越盟辞罇》「一」については器形と紋様が判明する。発掘による出土資料の中からそれに近いものを探すと、所謂「寿県蔡侯墓」から出土した例がある。⁽⁷⁷⁾ 《邾越盟辞罇》「一」では「鼓」上の紋様の便化がより顕著であるので、



0 10cm

先秦期における单字模铸造法について



0 3cm

図15 「邾越盟辞罇」(一)

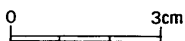
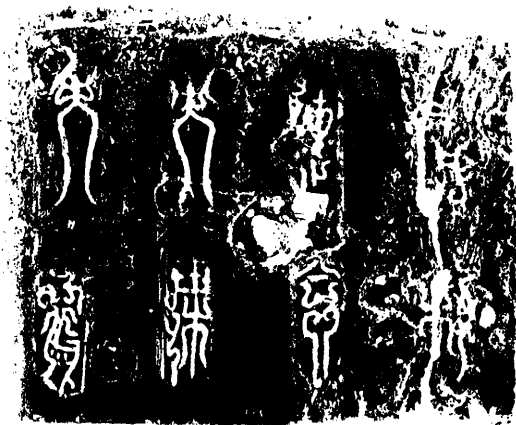


图 16 「越盟辭鑄」(二)

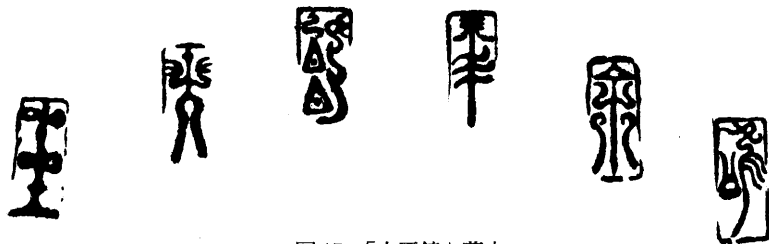


图 17 「大王鐘」摹本

この点からも当該器の年代を前五世紀頃とする見方は妥当なようである。

② 《「大王鐘」》〔図17〕

この銘を収める著録は一つである。⁽⁷⁸⁾ 摹本（模写）からは各字の周囲に実線に輪郭を認めることができる。これについて方濬益が单字模の使用を推定していることについては、すでに第二章で述べた通りである。

銘文积文については方濬益が残しているが、今日の知見では誤りも認められる。なおも確実な积文は提示しがたいが、銘文左下「大王」の二文字に注目して、ここでは仮に《「大王鐘」》と呼んでおきたい。

器の年代と地域については検討材料を欠くが、個々の文字の字形が上記の《「邾越盟辞罍」》に近いことから、ほぼ同時代に同地域で製作されたことが推測される。

(九) 小結

单字模による銘文鑄造が想定される上記各資料の年代を整理すると以下のようになる。

〔前六世紀?〕 《秦公毘》

〔前五世紀〕 《攻呉王夫差劍》、《邾越盟辞罍》、《大王鐘》、《越王者旨於賜矛》、《越王者□矛》、

《越太子□□矛》、《曾侯乙墓出土青銅器》

〔前四世紀〕 《荊曆鐘》、《陳侯因咨戈》、《秦王鐘》、《燕侯腰鍔鈹》

これにより明らかとなるのは、《秦公毘》を除くその他のすべての例が、いずれも前五世紀から前四世紀末の約二百年間に年代づけられること、また三晋地域（韓・魏・趙）ではそれが今のところ確認されず、南方の越やその近隣

先秦期における单字模鑄造法について

地域で特に類例が多いという地域的傾向を示す点である。小論の柱である曾侯乙墓は、年代的にも地域的にもそれらのほぼ中心に位置する。そこに単字模による銘文鑄造を想定するための有力な傍証とすることができよう。⁽⁷⁹⁾

四 推測される銘文鑄造法

以上の議論では、まず最初に、曾侯乙墓出土戈と戟の異なる器の間に、書体、筆画の軸、大きさなどの面で完全に一致する、同一の文字が共通して認められることに注目し、それが単字模を利用して鑄造された結果であると想定した。次いで、拓本・器影の観察に基づき、同じように単字模を利用したことが想定される例が、それと前後する時期に、その近隣域を中心に、ほかにも数多く認められることを明らかにした。これにより曾侯乙墓の諸例が決して孤立した特異な例ではないことを示し、その銘文鑄造法に関する先の想定について、蓋然性を高めることができたと考えらる。

しかしここでもう一つ検討しておかなければならない問題がある。すなわち、単字模の利用は蓋然性が高いとして、具体的な方法として可能なものであるのか否かという点である。

それを明らかにする最良の方法は、鑄造に用いられた字模や鑄型を発見し、それ自体の観察に基づいて検討することであるが、残念ながら今のところそのような資料が出土したという報告はない。それにかわる方法は青銅器それ自体を手にとって直接観察し、鑄造の細かな痕跡を丹念に調べることであるが、海外の資料が多いこともあって、すべてにあたることは容易でない。

そうした中であって、先頃、香港中文大学文物館の御厚意により、《越王者□矛》を直接手にとって観察する機会を得ることができたのは、まれにみる幸運であった。⁽⁸⁰⁾ 前章で述べたように、当該器銘文は各文字の周囲に単字模の使用によるとみられる方形の区画をもつ。発表された拓本からもその存在自体は知りえたが、今回資料を実見したことにより、その具体的な状況を確認することができた。特に注目されたのは、必ずしもそのすべての区画が単純に凸状を呈するのではなく、一文字の区画内でも上半が凸で下半が凹であるもの（「矛」字）、あるいはその逆のもの（「者」「自」字）が、まばらに混在しているという事実であった。

考えてみれば、前章であげた拓本資料の多くでも、一つの銘文のなかに単字模の痕跡が見られる文字と、それが見られない文字が並存する現象が認められる。ただその一方で、まったく単字模使用の痕跡のない曾侯乙墓出土戈・戟のような例と、反対に大方の文字にそれが顕著な《越王者□矛》《攻吳王夫差劍》《秦公毘》《陳侯因咨戈》《邾越盟辭罇》《大王鐘》のような例が存在するのも、また事実である。銘文自体のこうした複雑な状況から推察するに、単字模と呼ぶべき何らかのものが銘文鑄造に用いられたという点では共通しているにせよ、技法そのものは均質ではない可能性もあり、具体的な鑄造法の復元に際してある程度慎重であるべきと考える。⁽⁸¹⁾

それをふまえた上で単字模の形状・使用法をあえて議論するならば、果たしてどのような可能性が考えられるのか。細かな点では異論もあろうが、考えうる方法についてまとめると、

①上端面に凹字が彫られたスタンプ状のものを鑄型面に直接押印した可能性（「押印説」）

②一つの面に凹字が彫られた何らかの工具から、ちょうど現代の活字状のものを連続的に粘土で作り出し、それをまた活字のように鑄型に埋め込んだ可能性（「埋け込み説」）⁽⁸²⁾

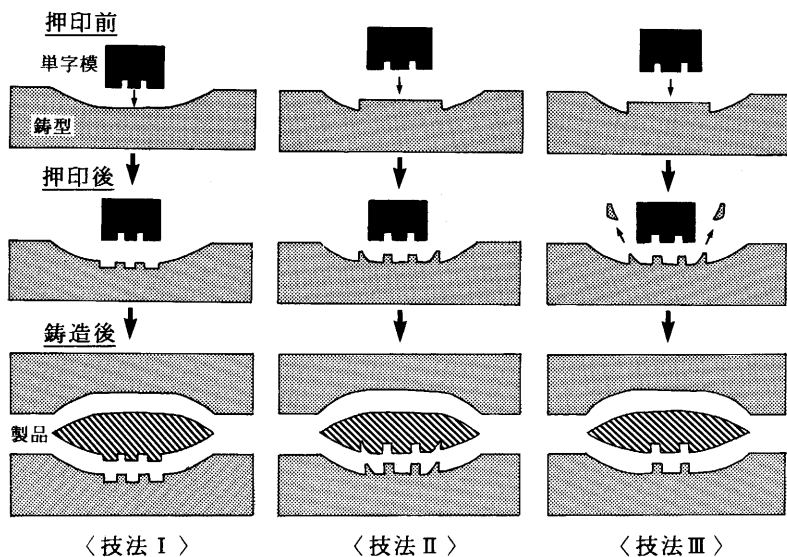


図 18 单字模による銘文铸造法模式図（「押印説」の場合）

という二つに大別することができよう。

凹凸混在の痕跡が認められた前掲《越王者□矛》のような事例を、埋け込みの際の凹凸調整と関連づけて解釈できるという点で、一見「埋け込み説」が有利なようにもみえるが、「押印説」に立っても、单字模押印の際の力加減、表面の状態、調整と関連づけて考えることが可能であり、具体的な技法を特定する材料にはなりえない。一方、作業の簡便さという点を重視すれば、「押印説」の方がより理想的であるのはいうまでもないが、「埋け込み説」の可能性がまったく考えられないということにはならない。

これら二つの技法も、具体的な作業工程に即してさらに細かく見れば、それぞれの枠内でさまざまな可能性が考えられるように思われる。そのためここでモデル案として前者「押印説」について、少々模式的ではあるが、单字模使用の銘文铸造法をさらに細かく検討してみることにしたい。

まず最も単純なのは、铸型を成形した後、その表面の文

字鑄込み予定部分に直接押印するというものである。ただしこの場合だと、押印した部分全体が鑄型の表面では一般に凹状、製品の表面では凸状の方形小区画になる。この部分を磨研で平らにしようとすると銘文字自体も消滅してしまうことになるので、単字模を押印した痕跡が、製品上に連続した凸区画の状態に残らざるをえない（技法Ⅰ）
〔図18左〕。

これに類似するが、製品上で上記方法ほど押印の痕跡を目立たないようにする方法がある。まず鑄型を成形する際に文字鑄込み予定部分だけを周囲の面よりも一定の高さをもつような凸区画の状態を残す。そしてそこに凸区画の高さ分だけ単字模を押すようにする。はみ出たり、残ってしまった部分は調整しないまま鑄型は完成となる。製品上で銘文字の周囲だけが凹状の区画線の状態になる（技法Ⅱ）〔図18中〕。

これよりも少し複雑だが、押印面に工夫を加え、押印後も調整を加えて、単字模を押印した痕跡を製品上に残りにくくする方法がある。まず鑄型を成形する際に、文字鑄込み予定部分だけを周囲の面よりも一定の高さをもつような凸区画の状態を残し、そこに凸区画の高さ分だけ単字模を押すようにする。はみ出たり、残ってしまった部分の粘土を周囲の面にあわせるように調整し、鑄型を完成させる。この場合、鑄型と製品のどちらにおいても表面が平らとなるため、単字模の痕跡が残りにくくなる（技法Ⅲ）〔図18右〕。

「押印説」に立つ限り、これら三つの考え方が可能である。技法ⅠとⅡの場合、いずれも銘文の周囲に押印の痕跡が残るはずだが、拓本だけからその違いを区別するのは難しい。曾侯乙墓出土戈・戟の場合、単字模の痕跡がまったく認められないのであるから、このなかで条件に最も近いのは技法Ⅲということができる。

実際の資料についても、それを支持するような現象が認められないわけではない。書体、筆画の軸、大きさなどが

完全に一致し、小論の趣旨に従えば同字模器と考えるべき資料のなかで、さらに器形の細部までもが共通で、同一の模あるいは鑄型で鑄造されたとみられるものの銘文には、個々の文字の位置関係に微妙なズレはあっても、文字群単位では器面上の一定の範囲から決してはみ出ることがない、という一つの法則性のようなものが認められるのである。同一の模によって鑄型を繰り返し成形する同模の技法が採用されていたと考えるなら、模そのものの銘文予定部分にあらかじめ凹状区画を設け、鑄型に凸状区画を転写させ、先の技法Ⅲと合致する条件を作り出したという解釈が可能となろう。

このような現象は、「埋け込み説」に立っても、固定された埋け込み区画を想定することで説明できるため、具体的な技法を特定する材料とはなりにくい。しかし通常の鑄造技法はもちろん、単純な「同范」あるいは「同模」の技法の場合にはまったく考えられない現象であり、ここであげた単字模の使用を前提とした場合についてのみ合理的な説明が可能である。これをもって曾侯乙墓出土戈・戟の銘文が単字模を利用して鑄造されていたことの傍証としたい。

五 まとめ

以上の議論を整理してまとめておく。

(Ⅰ) 曾侯乙墓から出土した戈と戟のなかには、異なる器の間でも、その銘文中の文字が字形、書体、大きさともに、相互に完全に一致するものが多い(第一章)。

(Ⅱ) これを最もよく説明するのは、「単字模」が、その銘文鑄造に利用されたという考え方であろう(第二章)。

(III) このような関心をもって、既発表の青銅器資料について拓本・器影を細かく観察すると、同じように単字模による銘文鑄造が想定される例が数多く認められ、曾侯乙墓の諸例が決して孤立した特異な例ではないことがわかる(第三章)。

(IV) それらの年代を整理すると、一部を除き、いずれも前五世紀から前四世紀末に年代づけられる。また南方の越やその近隣地域で特に類例が多いという地域的傾向も認められる。曾侯乙墓は、年代的にも地域的にもほぼ中心に位置する。そこに単字模による銘文鑄造法を想定する一つの有力な傍証とすることができよう(第二章)。

(V) 単字模を利用した銘文鑄造法の詳細については未解決な点も残される。しかし曾侯乙墓出土戈・戟の銘文について、合理的な説明は可能である。戈・戟銘文の位置が強い制約を受けていることもまた、それを支持する傍証と考えてよいだろう(第四章)。

(VI) 以上により、曾侯乙墓出土戈・戟について、小論で提示した単字模説の蓋然性が限りなく高いものとなったと考える。⁽⁸³⁾

結びにかえて

ひろく知られているように、文をなす殷周金文では、銘文内容が同じで形態・紋様・法量が一致するなど、当初からセットをなすことを意図して製作されたとみられる青銅器の間でも、各銘文の書体については一つとして同じもの

がないのが通例である。これはある種の法則のようなものとさえ言える。その具体的背景については特定したがたいが、⁽⁸⁴⁾ 少なくともこの時代、本来銘文というものは単純に一人の人物による作業の繰り返しによらないものであったことだけは確かである。

小論で検討を重ねてきた、字模により鑄造された銘文は、そのような殷周金文の伝統的なあり方とは完全に相反するものである。銘文各文字の間で同一文字が認められる状況には、金文の性格をめぐって何らかの大きな変化が起きたことが予想される。推測に頼らざるを得ない部分も多く、その変化の中身を特定するのは容易ではないが、少なくとも金文に対する意識の変革がその前提にあったことは間違いないであろう。いわば、単一パターンの繰り返しが認められない時代からそれが許容される時代、あるいはそれが求められる時代への転換である。⁽⁸⁵⁾

その意味を考えるにあたり注目されるのは、単字模鑄造を想定した金文資料中に、「誤植」の結果とみなすべき例がいくつか認められる(越王者旨於賜矛一、攻吳王夫差劍)⁽⁸⁶⁾ ことである。そのような事例が周辺地域の呉・越の地に集中することから考えるなら、少なくともこれらの地域のものについては、偶然の不注意とするよりも、文字をよく理解しない工人が介在したためとみる考え方のほうが、蓋然性が高そうである。

考えてみれば、単字模に先行する春秋中期には、青銅器を飾る紋様を鑄型に施紋するためにスタンプ状の工具が中国各地で普及し始め、単字模の出現にやや遅れる戦国前期頃には、土器に文字をスタンプで押した「陶文」が華北において普及し始めていた。さらに南の楚地域でも、遅くともその製作年代が戦国後期以前にある金質「貨幣」⁽⁸⁷⁾ に、刻印用工具が用いられていた。⁽⁸⁸⁾

このように、当時の手工業のさまざまな面において、繰り返しを原則とする「施紋(文字)」用工具が多用される

状況が生まれ始めていたことはまず疑いない。それらの利用によって「職人の技」を「工人の仕事」が代替できるようになったという見方は一般論として可能であろう。小論でとり上げた金文と、ここであげたいくつかの事例では、モノとしての性格が異なる可能性が強く、単純な類推は慎むべきであろうが、少なくともその背後には、生産されるモノ自体の社会的性質の変化、それを支える意識の変化⁽⁸⁹⁾という、類似する時代的背景が存在しているように思われる。いうまでもなく、このような問題をより実証的に論ずるためには、当時の「仕事」の自身を可能な限り具体的に復元する作業を時代的、地域的に積み上げ、それに対して比較検証を繰り返すことが不可欠である。このような研究は、言うは易く実行するにはきわめて困難であるが、小論の主題であった単字模をめぐる議論が、その方法論的側面についても新たな可能性を秘めていることを最後に指摘しておきたい。

すなわち、曾侯乙墓出土戈・戟銘文の相当部分が単字模によって鑄造されているという小論の趣旨にしたがえば、銘文自体の観察とその相互比較とによって、単字模（あるいはそれを作り出すための何らかの工具）の共用・転用関係をあとづけることができるはずである。それにより、製作（具体的には鑄型の製作）の際に同一字模（あるいはそれを作り出すための何らかの工具）が利用できる非常に「近い」関係にあった資料群を抽出することもまた不可能ではない。従来は、出土した鑄型自体と製作後の器形・紋様との比較検討によって、鑄造時に同じ鑄型を用いた同范器や同じ模を用いた同模器の存在を確認するか、紋様などの属性によって工房の特定化を図る以外に、青銅器の製作単位についての考察は不可能であった。今回の単字模利用をめぐる議論によって、従来の同范器、同模器の議論を越えて、新たな視点から分析することが可能となったといえるのである。同范器、同模器の研究成果の上に、それらを結び統合する方法として単字模（あるいはそれを作り出すための何らかの工具）を共用する同字模器を抽出する作業が

行われることにより、青銅器の生産の具体的な場のありかた、すなわち製作単位の実体について把握する試みがこれまで以上に説得力をもつはずである。この視点の分析を今後より高い精度で試みてゆけば、抽象的に認識された「製作単位」を「工房」または「工人集団」と言い換えることも決して不可能ではないと考える。⁽⁹⁰⁾これをさらなる課題として明記し、小論をひとまず結ぶことにしたい。

(一九九二年十二月初稿、一九九五年九月改訂)

1 金文には、青銅器全体が仕上がってから銘文が刻み込まれたもの(刻銘)と、青銅器自体と同時に銘文が铸込まれたもの(铸銘)の二種類があるが、ここで論ずるのは後者である。なお、被写素材と文字資料との関係については、松丸道雄「金文の書体―古文字における宮廷体の系譜―」『中国法書ガイド― 甲骨文・金文』二玄社、一九九〇年を参照。

2 拙稿「曾侯乙墓出土戈・戟の研究―戦国前期の武器生産をめぐる一試論―」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』十二、一九九四年。

3 湖北省博物館編『曾侯乙墓』文物出版社、一九八九年。

4 小論では、春秋と戦国の境を前四五三年とする時代区分の考え方を採用している。

5 林巴奈夫「殷周青銅器銘文鑄造法に関する若干の問題」『東方学報(京都)』五一、三八頁、一九七九年。

6 わが国ではこれを「同型」とすることが多いが、記述の際には、同型式という意味での「同型」とまぎらわしい上、中国考古学では型作りの際の原型を「模」と呼ぶことが慣例化しているので、小論では「同模」という名称を採用することにした。

なお、中国古代における鑄造関連の各種用語については、華覚明「古代范鑄術語考訂」『中国冶鑄史論集』文物出版社、一九八六年、を参照のこと。

7 前掲注2文献。

8 結果として文字が白ぬきになっているものを指す。その反対は陽文。

9 鑄型上で凸状に形作られた銘文部分がいかにしろいものであったかについては、鑄造後の銘文のなかに筆画が欠損した状態のものが確認されることによっても証される。それらが鑄造時の破損であることについては前掲注5文献を参照。

10 ただし、以下のような技法を想定するなら、きわめて広い意味での「同范」とみなしうるかもしれない。まず複数回利用するつもりで器全体の鑄型を成形し、その際にあらかじめ鑄型面の文字鑄込み予定部分に凹状の方形区画を作り出しておく。その凹区画内に別作りの銘文部分だけの鑄型を嵌め込んで、鑄型を完成させるという方法である。他地域ではあるが、このような技法の存在をうかがわせる資料の報告もあり（河北省文物研究所「河北平山三汲古城調査與墓葬発掘」『考古学集刊』5、一六四頁、図七二、一九八七年）興味を引く。

11 方濬益『綴遺齋彝器款識考釋』二一三三、一八九四年成、一九三五年刊。

12 羅振玉『貞松堂集古遺文』六一一六、一九三一年。

13 容庚『商周彝器通考』上、一五八頁、哈佛燕京學社、一九四一年。

14 羅福頤・王人聰『印章概述』中華書局、二頁注①、一九七三年。ただし、これ以外の事例が文全体の一部を構成する活字状工具・部品である点とは、性格が大きく異なる。

15 前掲注5文献、六頁。このなかで、林氏は「宗婦の諸器」についても活字状の工具が使用されたと考えているが、拓本を細かく検討すると銘文全体が一つの工具になったものを用いて銘文の鑄造を行っていることがわかる。

16 郝本性「新鄭『鄭韓故城』発現一批戦国銅兵器」『文物』一九七二年十期、三四頁。

17 張光遠「戦国初斉桓公諸器続考―試論陳侯午設、陳侯午敦銘的製作方法及有關問題的考証―」『故宮季刊』十二二二、六六―六九頁、一九七七年。

18 江村治樹「春秋戦国時代の銅文・戟の編年と銘文」『東方学報（京都）』五二、六七頁、九七頁、および注一四一、一九八〇

年。このうち、《鄭大司馬戈》については、各著録に掲載された拓本中に、類似するが異なる青銅器が二点あり、それぞれの銘文が内容、字体ともに酷似するため、「同範」という見方が示されたが、注9で述べた点を考慮に入れるなら、同一の原型によって鑄型が形作られた「同模」あるいは「同字模」資料と解釈した方が適當と思われる。

- 19 阮元『寧經室三集』三、六四六―四七頁（中華書局、一九九三）、年次不明。
 - 20 Barnard, Noel, 1961, *Bronze Casting and Bronze Alloys in Ancient China*, Monumenta Serica Monograph, XIV.
 - 21 松丸道雄「殷周金文の製作法について」『全日本書道連盟会報』六一、一九九〇年（前掲『中国法書ガイド―甲骨文・金文』に再収録）。
 - 22 前掲注12。
 - 23 白川静「一九九、秦公設」『金文通釈』三四（白鶴美術館誌第三四輯）、二七頁、一九七一年。
 - 24 前掲注18文献、九七頁。
 - 25 前掲注11文献。
 - 26 前掲注12文献。
 - 27 前掲注23文献。
 - 28 前掲注16文献。
 - 29 前掲注17文献。
 - 30 前掲注5文献。
 - 31 松丸道雄ほか「金文をめぐる」《鼎談》「前掲注1文献所収」。
- 32 前掲注2文献。

33 なお、本稿で問題としている曾侯乙墓出土の戈と戟のうち、銘文の鑄造に単字模が用いられたと推測される資料のなかには、

例えば N.206:2 と N.206:4 のように、一列数字からなる一まとまりの文字群が、互いの位置や距離をかえないまま、個別の器にあらわれるという例も認められる。常識的には、複数の文字からなる「複字模」が想定されるべきであるが、例えばこの二例と N.206:3 を比較すると、最後の一文字だけが別の文字に替えられているという例もみられることから、単字模を組み合わせて「複字模」の状態にした可能性も考えられなくはない(前掲注2拙稿参照)。

これ以外の資料のうち、複字模を使用して鑄造されたと考えられる主な例として以下の三例をあげておく。

・《曾姬無卣壺》劉體智『善齋吉金錄』一九三四年ほか各著録、前掲注5文献の指摘。

・《宮公孫朝子鐔、鐘》山東諸城縣博物館「山東諸城臧家莊與葛布口村戰國墓」『文物』一九八七年十二期。

・《燕侯、燕王諸器》中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』十七、No.11190^a No.11191^a No.11243^a 中華書局、一九九二年ほか各種著録、あるいは前掲注18文献。

このほか、山東方面に関わる伝世あるいは新出の戈、戟のなかに若干の類例が認められる。上記三例も含め、いずれも戦国期に年代づけられることに注意したい。

34 各国世系と暦年代対照の際に参考としたのは、『史記』年表、陳夢家「六國紀年表考證」『燕京學報』三七、一九四九年(後に『六國紀年』学習生活出版社、一九五五年に再収録)、楊寬『戰國史』上海人民出版社、一九八〇年、平勢隆郎『新編史記東周年表—中国古代紀年の研究序章—』東京大学東洋文化研究所、一九九五年、の四種類である。

35 上海博物館商周青銅器銘文選編寫組『商周青銅器銘文選』二および四、No.637、文物出版社、一九八七年および一九九〇年。器影は馬承源『中国古代青銅器』図版十一—三、上海人民出版社、一九八二年、に見える。

36 前掲注35文献にも類似する見解が示されている。その原文は「此銘次序凌亂，應爲「戌王者旨於賜」，越兵範鑄銘文單字似活字模嵌入主體陶範中，不平整，時常有似印痕迹象。此係字模誤植所致。」であり、その意味するところは本稿第四章で後

先秦期における単字模鑄造法について

述する「埋け込み説」と相同であるように読みとれる。

- 37 馬承源「越王劍、永康元年群神禽獸鏡」『文物』一九六二年十二期、陳夢家「蔡器三器」『考古』一九六三年七期、林雲「越王者旨於賜考」『考古』一九六三年八期、および林巳奈夫「春秋戰國時代文化の基礎的編年」『中国殷周時代の武器』京都大学人文科学研究所、一九七二年、同「春秋戰國時代青銅器の研究——殷周青銅綜覽三——」吉川弘文館、一九八九年ほか。

- 38 洛陽市文物工作队「河南洛陽発掘一座戦国墓」『考古』一九八九年五期。それが単字模によるものか否かは、発表された材料がとぼしいため不明である。

- 39 (財) 永青文庫への問い合わせによる。帝室博物館編『周漢遺寶』図版五四、大塚巧藝社、一九三三年、あるいはこれを引く容庚「鳥書考」『燕京學報』十七、一九三四年、など歴代の著録はいずれも通長三七、八センチメートルとしてきたが、今回の問い合わせにより、実際はこれよりも約十センチメートル小さいことが明らかとなった。なおここに掲載した器影は(財)永青文庫原版によることを明記するとともに、筆者の申請に対して、貴重な写真を提供くださり、ならびに掲載を許可された(財)永青文庫には、この場を借りて心より感謝申し上げます。

- 40 游学華「記中文大学蔵越王者旨於賜矛」『大公報』(香港)、一九九二年六月十二日(『中国文物報』同年六月二日に再収録)。前者文献の入手にあたり鄧聰氏のお世話になった。また、ここに掲載した器影は香港中文大学文物館原版によることを明記するとともに、筆者の申請に対して、貴重な写真を提供くださり、ならびに掲載を許可された香港中文大学文物館、見学・申請の際に御助力下さった王人聰氏および游学華氏には、この場を借りて心より感謝申し上げます。

- 41 前掲注35文献、No.561。

- 42 董楚平「吳越徐舒金文集釈」二二二頁、浙江古籍出版社、一九九二年。

- 43 鄒安「周金文存」六一九六、一九一五〜二一。

- 44 郭沫若「两周金文辭大系圖録考釋」一九三五年、商承祚「姑発胷反」即吳王「諸樊」別議」『中山大学学报』(社会科学版)

一九六三年三期、白川静「二二九、呉王光鑑」『金文通釈』四〇（白鶴美術館誌第四〇輯）、一九七三年ほか。

45 前掲注42文献一四一〜四七頁。

46 柯昌濟『金文分域續編』一一一、一九三七年。

47 前掲注3『報告書』二二二頁、前掲注35『銘文選』No.703、および中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』九、No.495、中華書局、一九八八年。

48 C.89（前掲注3『報告書』一九一頁、前掲注35『銘文選』No.702）とC.90（中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』四、No.291、中華書局、一九八六年）。

49 『報告書』には器の登記番号が併記されているが、『銘文選』と『集成』ではそれが漏れていることが多い。そこで、拓本そのものの観察と比較によって、『報告書』一九一頁に拓本がみられるC.89の銘と『銘文選』No.702、さらに『報告書』二二二頁に拓本がみられるC.123蓋銘と『銘文選』No.703蓋銘と『集成』No.495の銘をそれぞれ同一銘と判断した。残るC.123器銘（『報告書』図一〇一D）と『銘文選』No.703器銘が同一でないことが問題である。以上の拓本比較の結果とそれらの注記をそのまま採用すれば、少なくとも一組の器・蓋銘とさらに一点の器銘とが同字模器ということになる。

50 莫楚屏・李天元「曾侯乙墓人骨研究」前掲注3文献、五八五〜六一七頁。

51 河南省文物研究所『信陽楚墓』文物出版社、一九八六年、前掲注35『銘文選』No.638、および中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』一、No.38、中華書局、一九八四年。なお実物は、一九九五年八月、中国歴史博物館（北京）にて、筆者実見。

52 郭沫若「信陽墓的年代與国別」『文物参考資料』一九五八年一期ほか。

53 林巳奈夫「春秋戦国時代の金人と玉人」『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所、一九八五年ほか。

54 前掲注3文献、図五〇。

55 湖北省荊州地区博物館「江陵天星観一号楚墓」『考古学報』一九八二年一期、図十九一。なお、「鼓」上部分の紋様がこれ

先秦期における单字模鑄造法について

ときわめて近い特徴をもつ銅鐘が四川省涪陵小田溪「巴族」墓と湖北省瀏陽楊眉で出土している。前者の良好な器影は中国青銅器全集編集委員会編『中国青銅器全集 第十三卷 巴蜀』No.198、文物出版社、一九九四年、後者については、熊伝新「湖南新発現的青銅器」『文物資料叢刊』五、一九八一年を参照。

56 同墓出土の《荊曆鐘》以外の編鐘十二点は、単位紋様などの比較によって、いずれも同一工房で製作されたものと推察されるが、器形・紋様の特徴によるなら、それら十二点の製作年代は、《荊曆鐘》からやや遅れる《天星観一号墓鐘》に近い時期とみなすべきである（一九九五年八月筆者所見）。当該墓の埋葬年代も、前四世紀半ば頃とするのが妥当であろう。

57 前掲注35『銘文選』No.921、および前掲注51『集成』No.37。

58 荊州地区博物館「湖北枝江出土一件銅鐘」『文物』一九七四年六期。

59 湖北省博物館「当陽季家湖楚城遺址」『文物』一九八〇年十期。

60 李瑾「関于《競鐘》年代的鑑定」『江漢考古』一九八〇年二期。

61 李零「楚国銅器銘文編年匯釈」『古文字研究』十三、一九八六年。

62 前掲注35『銘文選』No.920、ほか、一九九五年八月筆者実見。

63 前掲注35『銘文選』No.967、ほか。

64 前掲注35『中国古代青銅器』図版十二—二

65 単字模の痕跡と穿の切り合い関係も、穿を鑄造する工程を考えるうえで見逃せない。

66 原文では「美國波斯顿美術博物館」。前掲注33『集成』No.11272。

67 劉體智『小校經閣金文拓本』十一—四六、一九三五年、および羅振玉『三代吉金文存』十九—五〇、一九三六年。

68 羅振玉『貞松堂集古遺文』十一—三三、一九三二年、および前掲注67羅振玉文獻十九—四六。

69 前掲注34陳夢家論文、河北省文物管理處「燕下都第三号遺址出土一批銅戈」『文物』一九八二年八期、石永士「鄆王銅兵器

研究』『中国考古学会第四次年会論文集』文物出版社、一九八五年、および宮本一夫「七国武器考」『古史春秋』二、一九八五年ほか。

70 李学勤「戦国題銘概述（上）」『文物』一九五九年七期、および江村治樹「戦国新出土文字資料概述」『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所、一九八五年ほか。

71 前掲注42文献、三三五頁。

72 張光裕・曹錦炎『東周鳥篆文字編』翰墨軒出版有限公司（香港）、一九九四年。

73 前掲注51『集成』No.155ほか。

74 前掲注51『集成』No.156ほか。

75 柯昌濟『金文分域編』四一三、一九三〇年。

76 前掲注46文献、四一十三。

77 安徽省文管会・安徽省博物館『寿县蔡侯墓出土遺物』科学出版社、一九五六年。出土青銅器の大多数の作器者が蔡昭侯申であることにより、被葬者も昭侯その人とする見方が一般的である。ところが、ここで問題とする罇については、作器者名「蔡侯□」の第三字目が、他のいくつかの共伴青銅器と共に削り取られていることに唐蘭は着目し、それが先代の悼侯の作器である可能性について指摘している（『五省出土重要文物展覽図録』序言、文物出版社、一九五八年）。類例は曾侯乙墓出土青銅器の中にも認められ（前掲注3文献、二二九頁、C38盤銘文）、興味を引くが、悼侯と昭侯のどちらにしてもその製作年代は前六世紀末～五世紀初となる。

78 前掲注11文献。

79 これ以外に特に注目したのは《秦公設》が年代的に見てかなり突出しているという点である。先に述べたように、この《秦公設》をめぐるのは従来からその作器者と製作時期について諸説定まらない状況があった。かつて内藤戊申はこの《秦公

先秦期における単字模鑄造法について

設》が小論でいうところの単字模を利用していることが「將來の時代決定の一條件となるかもしれない」という期待を記しているが（内藤戊申「秦公設」『書道全集』一、一九八頁、平凡社、一九五四年）、今ここでその方法的の可能性を再評価することはできないだろうか。

もちろん、この《秦公設》は秦青銅器の数少ない「標準器」のなかでも特に重要な資料であるだけに、問題は単なる技術史的な議論にとどまらないが、少なくとも今回の作業から得られた単字模による銘文鑄造法の年代的傾向性を積極的に評価するならば、仮に従来の景公説にしてもその末期に、できるなら続く哀公以後の時期にあてた方がさらに説明がしやすくなるのは確かである。一つの問題提起とし、さらなる検討課題としておきたい。

80 一九九五年三月調査。調査にあたって、香港中文大学文物館の游字華氏と香港中文大学中国文化研究所の鄧聰氏の御厚意を賜った。

81 一九九四年に発表した前稿（注2文献）の執筆段階では、単字模の形状と使用法について活字状のスタンプによる「押印説」だけを念頭に置いていたが、今回の議論ではその他に「埋け込み説」についても、その可能性を積極的に考慮している。考えを整理し直す契機となったのは、先に挙げた香港中文大学文物館所蔵《越王者□矛》についての知見と、一九九三～九四年にかけての中国留学時に何度か実見する機会を得た、山西省侯馬市「春秋晋国铸銅遺址」出土の大量の陶范についての知見である。後者の内容については、近年刊行された報告書（山西省考古研究所『侯馬铸銅遺址』文物出版社、一九九三年）に詳しいのでそれに譲るが、そのなかで注目されたのは、青銅器本体の細かな構成要素をブロック状の部分鑄型を全体の鑄型の中に埋け込む例が少なくないこと、そのようにして鑄造された青銅器に必ずしも顕著にその痕跡が残るわけではないという点であった。埋け込みの痕跡がないからといって、その可能性が簡単に排除できるものではないことを実感し、認識不足を反省した次第である。貴重な機会を提供された、香港中文大学文物館、山西省考古研究所および北京大学の諸氏に感謝申し上げたい。

82 この点について参考事例とすべきなのは、前掲注10に示した、河北平山出土范である。なお、殷周青銅器銘文全般の鑄造法

として「埋け込み法」を専論したものに、三船温尚・清水克朗「中国古代青銅器の鑄造技法」『高岡短期大学紀要』四、一九九三年があり、小論でも参照した。

83 いうまでもなく、これはあくまでも曾侯乙墓の戈と戟の銘文鑄造法についてのみの議論である。当該期銘文の圧倒的多数は、単字模によらない鑄造工程を経ており、今回の議論を拡大解釈すべきではない。

また、仮に単字模の使用を否定したとしても、結局は書き手ないし彫り手が同じであるという結論にいたるはずである。最後に述べるように、小論の目指すところは、単字模等の共用関係に着目して製作の場（製作単位）の実体を明らかにすることにあるが、ここで仮に書き手ないし彫り手が共通するという解釈に置き換わったとしても、最終的に得られる結論は同じであることをお断りしておく。

84 これを「儀礼」との関連でとらえた解釈が前掲注5、31文献にみえる。

85 全文体の字模であって単字模によるものではないが、春秋前中期頃とされる《宗婦諸器》銘文（前掲注15参照）は、このような意識変革のさきがけとみることができよう。

86 これまで解説不可能とされてきた当該期の銘文のなかには、このような単字模鑄造と「誤植」の可能性を認めることによって、資料価値を再評価できるものが含まれているかもしれない。

87 前掲注70、江村論文四一六―一七頁。

88 すでに述べたように金文鑄造のための字模の出土例はこれまでにないようだが、これについては刻印用「字模」二点が存在している（退翁「郢爰金印模」『藝林月刊』（中國書學研究會主辦）一一二期、十三頁、北平、一九四〇年）。一九九五年八月、北京の中國歴史博物館において実見する機会を得た二点の青銅製「郢爰印鑿」は、それと同一であるように思われる。なおこの資料については、史樹青主編『中國文物精華大全 金銀玉石卷』二四四頁、商務印書館（香港）、一九九四年に写真が見える。89 単字模使用例としてあげた資料の多くが、器物それぞれ自体の性格から大量の同型品が必要とされる武器類であることも見逃し

てはなるまじ。

90 このような関心を曾侯乙墓出土戈・戟に応用したのが、前掲注2に示した別稿である。併せて御検討いただければ幸いです。

補注 小論で扱った曾侯乙墓出土戈・戟の実物資料については、湖北省博物館の御厚意により、一九九三年に、N.115:1,2、N.133:1,2、N.221、N.228、N.236の七点を直接手にとって観察する機会を得、単字模の痕跡が見られるものが一例もないことを確認した。見学时にお世話になった舒之梅館長、喻少柏、韓壯麗ほかの各氏、また以上各氏への紹介を賜った王光鏞氏には心より感謝申し上げます。

《文中図版出典一覧》

- 図一 注3文献、図一六〇、一七二に基づき筆者作成。
- 図二 注62文献。
- 図三 注62文献に基づき筆者作成。
- 図四 注35文献。
- 図五 (財)永青文庫提供。
- 図六 香港中文大学文物館提供(香港中文大學文物館藏品、文物館准予複製)。
- 図七 注41文献。
- 図八 注43文献。
- 図九 注47、48文献『銘文選』。
- 図十 注51文献『銘文選』。

- 図十一 注54文献、注51文献『銘文選』、注55文献、注57文献『銘文選』に基づき筆者作成。
- 図十二 注57文献『集成』に基づき筆者作成。
- 図十三 注63文献。
- 図十四 注67、68文献。
- 図十五 注73文献に基づき筆者作成。
- 図十六 注74文献。
- 図十七 注11文献。
- 図十八 筆者作成。